

## 第9期サポートセンター協議会委員の任期延長について

### 1 協議会の目的

○かながわ県民活動サポートセンター協議会要綱

(趣旨)

第1条 かながわ県民活動サポートセンター協議会（以下「協議会」という。）は、利用者の意見をかながわ県民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の運営に反映させ、県民に開かれたものとするとともに、利用者の自主的な活動を一層促進するため設置する。この協議会では、利用者とサポートセンターが対等に協議を行うものとする。

### 2 現状

第9期サポートセンター協議会委員の任期は、令和2年4月1日～令和4年3月31日の2年間である。しかし、令和2年度の協議会の活動は、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず活動を中止していたため、第9期サポートセンター協議会委員の任期を延長する必要がある。

### 3 方針

第9期サポートセンター協議会委員の任期を本来の任期から1年間延長し、令和2年4月1日～令和5年3月31日までとする。

### 4 任期延長にあたっての留意事項

任期中に委員を辞任する場合は、別途辞任届（様式）を第9期サポートセンター協議会会長宛てに提出する。